

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

令和 2 年 1 2 月 1 日

郡上市長 日置 敏明

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

下田地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

策定 平成 3 1 年 3 月 2 2 日

更新 令和 2 年 9 月 3 0 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

1 経営体数

集落営農

1 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

担い手はいるが十分ではない。

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・担い手である下田集落営農組合（法人化後）へ集積を行う場合には、農地中間管理機構を通じ集積を行う。

6. 地域農業の将来性のあり方

- ・後継者のいる農家については、今後とも水稻の作付を基本とし、地区の担い手である下田集落営農組合においては、水稻の作付を基本としながら、新たな作物の作付等収益力の強化を図る。

また、下田地区において担い手が不足していることから、新規就農者の受け入れを積極的に行う。